

第 3 回 定例教育委員会議事録		日 時 : 平成31年 3 月 25 日 (月)	
		場 所 : 菱刈庁舎 3 階中会議室	
開会、閉会に関する事項		10時00分 開会 11時20分 閉会	
	教育長 森 和 範 教育委員 永 野 治 教育委員 川 原 惟 昭 教育委員 長 野 則 夫 教育委員 久保田 悦 子	議場に出席した者の氏名	総 務 課 長 万 膳 正 見 学 校 教 育 課 長 高 崎 良 一 社 会 教 育 課 長 中 村 政 仁 スポーツ推進課長 田 中 健 一 給食センター所長 丸 目 良 平 書 記 浅 山 典 久 書 記 新 納 誠 朗
議事日程	別紙のとおり		
審 議 状 況			
<p>(森教育長) ただいまから平成31年第 3 回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(浅山係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(森教育長) 「平成31年第 2 回定例教育委員会議事録の承認」を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(浅山係長) 平成31年第 2 回定例教育委員会議事録について報告（別紙「概要報告書」により報告）</p> <p>(森教育長) ただいま事務局より前回の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(森教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(森教育長) 平成31年第 2 回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長報告については、お手元の 2 月 25 日から 3 月 24 日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。</p> <p>(別紙「諸般の報告」により日を追って報告)</p> <p>(森教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野委員をお願いします。</p> <p>(永野委員) はい。前回の定例会は、ちょっと出られませんでした。失礼しました。</p>			

小学校の卒業式、中学校の卒業式に出席しました。

中学校の卒業式は、菱刈中学校の方に行ったのですが、今回、非常に体育館が明るくて、それが第一良かったなというのを感じました。いつも暗幕を閉めているのが多かったのですが、あれも開けてもらって、非常に明るくてですね、雰囲気的には環境的にすごくいいというのが、第一印象でございます。子どもたちは、在校生も卒業生も整然として、例年みたいに落ち着かない子というのは、見受けられなかったように思いました。卒業生も非常に粛々と整列していましたですね。まあいい卒業式ではなかったかなと思いました。最後の方で保護者の方々がやっぱり3年間の思いを大変だったことを涙ながらに言われたのが、非常に印象的ですね、3年間の苦労が凝縮しておっしゃったというのがすごく感じたところで、その中でも教育委員会にも感謝申し上げますと、色んな面で参観してもらってとおっしゃっていましたので、保護者の方たちは大変な苦労で卒業したという思いと、学校との三者連携で、なんとか卒業できたというようなことをおっしゃっていましたので、非常に良い締めくくりだったような気がしました。非常に良かったです。

小学校は、私は曾木小学校に行ったのですが、3名でしたけど、少ないなりにほんとうに1人男の子が途中からずっと泣いてましてですね、一番しっかりしている子が、泣いてましてですね、その前にPTA会長がもう全然あいさつの中で詰まっちゃって、ものすごく感無量になって、もう祝辞が言えないような状態が非常にまたそれが良くてですね、感動的でしたので、非常にいい卒業式だったなと思いました。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。では、川原委員お願いします。

(川原委員)

はい。卒業式ですが、小学校・中学校がありました。中学校は、教育長と大口中央中学校に参列しましたが、やっぱり人数が多いというのは、重みがあるなど、華やかさもありますけど、やはり卒業式らしいなど、今まで非常に少ない生徒数、児童数の学校に行っているものだから、ああいう大きい学校に行くと、やはり卒業式らしいというか、そういうのが伝わってきました。それとやっぱり、大口中央中学校の校歌は、歌詞が卒業式にもうピッタリでよく似合う歌詞になってて、やっぱりあれはいいなというふうに感じながら聞いておりました。いい卒業式でした。

それから、小学校の方は、菱刈小学校に行きましたけど、大口中央中学校に比べると少ないですけど、やはり最近、来賓の数が非常に増えているなというのを各学校とも感じます。やはり、地域とのつながり、また、もちろん案内も出されていると思うんですけど、そればかりではなくて、やはり、地域と学校とのつながりがより緊密になっている証拠じゃないかというのがうれしい方向じゃないのかなというふうに思います。今回も2列に並んで、いっぱいでした。少ない卒業生よりも何倍もの来賓で、いい内容だったなという送り出すにはピッタリじゃないかなと感じました。はい。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。では、長野委員お願いします。

(長野委員)

はい。私も永野委員と一緒に菱刈中学校の卒業式に行きまして、まずあの卒業生が入ってくる前に、先生がマスクをはめている子とかが結構いたんですけど、「マスクをはずしなさい。」とか、そういう声かけもちゃんと卒業式の前に指導する先生が最近昔よりは増えてきたように感じました。それから、明るさも結構明るかったんですけど、やはりその永野委員も言われましたが、保護者代表であいさつをされて、3年間の思いを話されて、「子どもが急に話しかけてこなくなって、壁を蹴って柵を壊したりとかして、何度も学校に足を運んだりとかして、校長先生をはじめ、先生方、それから教育委員会の方々が色々親身になって、指導されたおかげでこの3年間で卒業することができました。」と、非常にこっちはなんかこう詰まるものがあった、非常にいい卒業式だなと思いました。

小学校は、湯之尾小学校の方に私は行ったのですが、珍しく市長さんが来られたということで、皆さん校長室で、「市長がきた。市長がきた。」とそれでもう盛り上がりすぎて、大保さんとものご

く仲がいいみたいですね、その中で、来賓の話も今ありましたけど、湯之尾小学校も非常に今回は十何人、消防の分団長とかもちゃんと正装して参加したりとかして、非常にいい卒業式でした。2年生の子どもが途中でおしっこをちょっと漏らして、すぐ先生が気付いてですね、パッと連れて行って、男の先生がちゃんと素手だったんですけども雑巾で拭いたりとかして、そういう対処方法とかものすごく素早かったなど、いい卒業式でした。それと卒業生が満面の笑みで、本当もう女の子たちは宝塚がこう歩いてきそうな、非常にこう緊迫感のあったいい卒業式を見させていただいて非常にうれしかったです。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。では、久保田委員お願いします。

(久保田委員)

はい。私も中学校の方は、菱刈中学校の方に出席したんですが、卒業生代表の男の子の言葉が、「落ちつかない自分たちのために、地域の方たちが朝あいさつ運動で登校を見守ってくださった。すごくうれしかった。」と言ってくれたので、なんかこう地域として、やっぱり学校にかかわっていったのかなあとそういうのを感じながら、また、そういうところにも気が付いてくれた子どもたちもいるんだと思って、できれば、これからもそのあいさつ運動というのを続けていった方がよかったんじゃないかあとと思うけど、各コミュニティが出した答えが、地域でのあいさつ運動はもう4月からはやめるという方向に進むので、やっぱり卒業式に参列されたコミュニティの会長さんとかは、また、ちょっと改めて考え直していただけないのかなあとこのように感じながら答辞を聞いたところでした。

小学校の方は、牛尾小学校の方に行かせていただきました。人数がとても少ないので、1年生から出席していたんですけど、すごく1年生もよそ見もせず、足もブラブラせず、本当に卒業生のお兄さん、お姉さんたちをこう本当に見守るように子どもたちがしていたのがすごく感動的でした。はい。以上です。

(教育長)

はい。ありがとうございました。菱刈中学校の方、本当私も行って見たかったなあとつくづく思いながら聞きましたけれども、随分苦勞しましたが、一番苦勞した中村校長、前の校長ですけれども、1年間青少年センターにおりましたけれども、今度、松元中学校の方の校長として行かれました。私にも電話がきまして、「また、頑張ります。」という話をしていました。

はい。ありがとうございました。

では、教育長及び委員の報告については、これで終わります。

はい。それでは、議事に進みます。

今回は、報告事項はありませんが、付議事件が11件ございます。

これから付議事件にはいります。

議案第9号「伊佐市学校運営協議会設置規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第9号「伊佐市学校運営協議会設置規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、3ページからになります。

学校運営の諸課題に関し、地域協働で取組む学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールについて、従来の指定学校による設置から、来年度には、伊佐市立の小学校及び中学校の全てに設置されることに伴いまして、必要な事項を定めるため、本規則を制定するものでございます。

なお、後ほどまた出てまいりますけど、現在制定しております伊佐市立学校運営協議会設置要綱については、廃止をするということをお願いしたいと思います。

具体的に説明を申し上げます。

別紙の新旧対照表等の資料をご覧ください。

3ページをお開きください。

3 ページのちょっと小さい文字で申し訳ございません。

3 ページ右側の伊佐市立学校管理規則（抜粋）をご覧ください。

現在、学校運営協議会は、指定学校による設置でありますので、伊佐市立学校管理規則で第51条の2というところで定めてございまして、第4項に「必要な事項は別に教育長が定める。」ということで、要綱で定めております。これを受ける形の要綱でございしますが、新旧対照表の1ページにお戻りください。ここにこうということで、要綱ということで、「伊佐市立学校運営協議会設置要綱」ということで定めておりました。

先程来申し上げておりますように、全ての学校に学校運営協議会を設置するということになりましたので、先ほどの3ページの学校管理規則の第51条の2というところがございましたけれども、これを削りまして、この1ページの現在の要綱というのを廃止するということにします。そして、規則も廃止しますので、新たに規則を設けると、学校運営協議会のみを設けるということになります。

まあそういうことでございまして、定例会資料の4ページをお開きください。そして、今お話ししました新旧対照表の1ページと比較してご覧ください。

説明をいたします。現在の設置要綱と大きく異なる部分についてご説明いたします。設置要綱では、第2条を「要件に該当すると認められる市内の小学校及び中学校に対し協議会を設置できる学校として指定することができる」ということで、指定をする形でございましたけれども、全ての学校に設置することから、新しい規則の第2条では、「市立の小学校及び中学校に、協議会を設置する」といたしております。それから、規則の新規則の3条から11条までは、現在の新旧対照表の設置要綱と同じ内容になっておりますので、省略いたします。

それから、定例会資料の6ページでございます。第12条、指導及び助言という項目のところでございますけれども、「教育委員会は、必要な指導及び助言を行うほか、適性を欠いた協議会の運営により対象学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、当該協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることができる」としまして、教育委員会権限を強化する文章になってございます。

また、新旧対照表の現在の設置要綱の第13条にありました指定の取り消しという部分でございますけれども、これは、もう全校設置のため、今回の規則では削除をしております。

次に、附則になります。定例会資料の6ページの下の方でございますけれども、附則ということで書いてございますが、附則の2「伊佐市立学校管理規則の一部を次のように改正する」といたしまして、7ページに書いてございますけれども、これは、学校管理規則、先ほど最初お話ししました新旧対照表の3ページのところにございましたが、学校管理規則の「第51条の2を削り、第51条の3を第51条の2とする」ということで、51条の3をとりあげるといようなふうにしてございます。

以上でございまして、最初お話しいたしましたように、学校管理規則の附則で定めてあったコミュニティ協議会の関係のものを削除いたしまして、それを受けた要綱が作られておりましたので、その要綱を廃止するというので、学校運営協議会の規則を新たに制定するというのでございます。

以上で説明を終わります。

(教育長)

はい。ただいま説明がありましたが、全ての学校に学校運営協議会を設置するというので、新しく規則を設けて、これまで学校運営協議会の要綱で対応しておりましたものを、規則の方に整理をするということでございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第9号「伊佐市学校運営協議会設置規則の制定について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 9 号は議決されました。

次に、議案第 10 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第 10 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、9 ページからになります。

今回の改正は、主にスポーツ推進課の事務分掌の変更に伴い、所要の変更を行うものでございます。具体的には、先ほどの新旧対照表等の資料でご説明いたします。

新旧対照表の 4 ページをお開きください。

まず、別表がございます。別表第 1 「スポーツ推進課のスポーツ係」でございますけれども、7 という項目のところがございますけれども、体育施設の「運営に関すること」とあったものを、「管理及び運営に関すること」としております。また、国体・高校総体推進係にありました 5 ページにかかっておりますけれども、3 番ということで、「カヌー競技場艇庫の管理及び運営に関すること」というのがございましたけれども、これをスポーツ係の事務。また、返っていただきまして、4 ページの方でございまして、スポーツ係の事務に 8 番を付しまして、移管をしまして「8 カヌー競技場の管理及び運営に関すること」といたしました。

また、直接事務分掌には関係ございませんけれども、表の上の方といいますか、10 条のところになりますけれども、第 10 条の 3 号、会議ということでございますけれども、これは定例会等の会議順番でございまして、「委員及び教育長の報告」とありましたものを、「教育長及び委員の報告」ということで網掛けの部分のようにさせていただきました。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、国体・高校総体推進係の役目であったカヌー競技場の管理及び運営というのを、スポーツ係の方に移すということ。国体・高校総体推進係の方では到底手に負えないぐらいの仕事量ということで、それぞれの割り振りを変えたということでございます。もう一つは、この定例教育委員会の会議の中の委員及び教育長の報告というのを、教育長及び委員の報告というように変えるということでございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

では、ないようですので、議案第 10 号「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 10 号は議決されました。

次に、議案第 11 号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第 11 号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、11 ページからになります。今回の改正は、教育の情報化に対応し、平成 32 年度から実施される新学習指導要領を踏まえ、教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、通常の紙の教科書に代えて、必要に応じていわゆる「デジタル教科書」を使用することができることとするなど学校教育法の改正に伴い、措置を講ずるものでございます。

まず、別紙 1 枚紙がございます。学校教育法縦書きの新旧対照表、こういうのが 1 枚紙を差し上げて

いると思います。その 1 枚紙と、定例会資料の 12 ページをお開きいただきまして、下の方にございます参考としまして、「教科書、教材の分類」というのをちょっと図示したものをつけてございます。こちらの方を比較しながらご覧ください。これは、法改正後の分類ということでここに点線で囲んだ分を合わせまして入れてございます。まず 12 ページの下の方でいきます。1 番というのがいわゆる「教科書」のごとでございまして、これは、法律でいきますところの第 34 条第 1 項というところでお示ししてございます。そして、2 番と付してありますこれが教科用図書の代替教材、いわゆる「デジタル教科書」と言われるものでございまして、これは法律でいきますところの第 34 条の第 2 項という形になります。3 番ですけれども、3 番が 1 番、2 番以外の教材、これは、同じ第 34 条でございましてけれども、第 4 項ということですのでございまして。これが、法律でいきますところの上の方で、○で示してありますけれども、○の 1 条、2 条、4 条ということですのでございまして。法律でいきます 3 条につきましては、ここにデジタル教科書で取扱いの部分になりますので、この種類の区分とはちょっと違う中身でございまして、種類としましては、1 枚紙の法律でいきますところでは、第 34 条の第 1 項、①ですね。それから、2 項②、第 4 項④というところの新しい区分になっていくというところでございます。

まず、教科書はこんな教科書とか、教材はこんな種類があるということを御承知をいただきまして、新旧対照表をご覧ください。定例教育委員会資料の先ほどの 12 ページ下の参考資料と新旧対照表の 6 ページになりますけれども、6 ページを比較してご覧ください。

新旧対照表の規則第 1 条趣旨というところでは、先ほどお話ししました法律が変わりましたので、第 34 条第 2 項と第 4 項というのを表記してございます。

また、新旧対照表の規則第 3 条の教材の承認を受けなくてはならないものとしまして、これは、12 ページの下の方にも出てまいりますけれども、第 1 号に教科用図書代替教材いわゆるデジタル教科書、これと旧法の第 2 号ですね改正前からありました教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書、これを「準教科書」、教科書でない教科書のような教材、準教科書ということですのでございまして。この二つにつきましては、この定例会資料の 12 ページの下の方の右側にいきますと四角の囲みがありますけれども、このデジタル教科書と準教科書につきましては、教材の承認がいるということで、規則の第 3 条で定めているということになります。

それから、また、新旧対照表の方ですけれども、規則第 4 条第 1 号、教材の届出なければならないもの、届出をしなければならないものとして、これはまたちょっと言葉があれなんですけれども、いわゆるデジタル教科書、または準教科書の補充用として使用する副読本、教科書の補充用としてもなる訳ですけれども、いわゆる教科書、準教科書ではない副読本等です。それからまた、第 2 号ということで、ここで承認届出をするもので省略をさせていただきますけれども新旧対照表では、これに該当するものが夏休み帳とかですね、問題集、それから練習帳など、こんなのが第 2 号ということで、省略をさせていただきますけれども、入っております。こういうのを含めたものが、12 ページのこの表でいきます教材の届出が必要ということで、右側の四角で囲んであります規則の第 4 条のほうでこれが必要ということで新旧対照表の方で出ささせていただいております。ということで、ちょっと複雑な分類になっていたものから、表の方で出ささせていただきました。今回のこの取扱規則の改正部分につきましては、もう教科書は認定を受けておりますので、この 12 ページの表でいきますこの点線で囲まれた部分、これが今回の取扱規則の改正部分ということになっております。ちょっと分かりにくい説明でしたけれども、よろしく願いいたします。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

学校教育法の改正で、今まで紙媒体の教科書であったものを、更に加えてデジタル教科書も教科用図書として認めますよというように学校教育法が改正されましたので、それを基にしたがっての本市の今までの教材取扱規則を改正するということですのでございまして。

承認と届出という形の分類を、また各学校にしっかりと周知しないといけないということですのでございまして、ただいま事務局からちょっと複雑な説明がありましたけれども、何かご質問等ございませんでし

ようか。

(川原委員)

デジタル教科書はどれくらい出回っているというか、実際学校にあるのですか。

(教育長)

今、学校で使っているデジタル教科書は、どの程度ありますか。

(高崎課長)

他の教科がまた改定されますので、全教科ということではないのですが、国語とか社会の方も学校の方で取り入れているものがあります。主に、国語とか算数等で使って、授業を進める上での教材となっています。

(川原委員)

実際、見たことがないのですが。理解ができませんけど。はい。まあ、どんどん増えていく方にあると思うんですね、今からそういうのがですね。はい。わかりました。

(教育長)

他にないでしょうか。はい。では、ご質問・ご意見がないようですので、議案第 11 号「伊佐市立学校教材取扱規則の一部を改正する規則の制定について」の議決をしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 11 号は議決されました。

次に、議案第 12 号「伊佐市立小、中学校通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 12 号「伊佐市立小、中学校通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、13 ページからになります。今回の改正は、南永小学校に係る通学費補助金交付要綱の廃止及び平出水小学校が小規模校入学特別認可制度の指定を受けたことに伴い、小規模特認制度により通学する児童の保護者に対し、新たな通学費補助制度を実施するため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表 7 ページをお開きください。

補助対象としまして、第 2 条第 3 号に「伊佐市立小規模校入学特別認可制度に関する規則第 6 条の規定により許可を受けた者」を新たに加え、第 3 条に「ただし書き、前条第 3 号に該当する者については、1 世帯当たり年額 1 万円とする。」とただし書きを加えて、補助することにいたしました。

また、第 5 条第 1 号、第 2 号では振込み、それ以外の方法も明文化してございます。

様式につきましては、定例会資料の方をご覧ください。14 ページの下の方をご覧ください。様式の変った部分だけの表示になりますけれども、規則第 2 条第 1 号身体障害事項の字句の修正、それと第 3 号に小規模校入学特別認可制度の許可を受けた通学者の欄を追加して設けてございます。

予算につきましては、31 年度は、7 万円を予算化してございまして、対象者は、予算上では南永小学校が 3 人、平出水小学校が 4 人ということで、学校教育課の方では想定をいたしてございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局の方から説明がありましたけれども、これまで南永小学校に通学する児童の世帯に対して通学補助金を出していたんですけれども、これに新しく平出水小学校も特認校になるということで、両方の学校に平等に対応していきたいということでございまして、これまで菱刈町時代からずっとあった通学費補助金を見直して、年間 1 万円に統一していこうということでございます。その根拠となるのは、南永小学校、平出水小学校の特認校をこれからも大事に扱っていきたいということもあり

ますけど、もう一つ、そこの学校を選ぶのは保護者であると、保護者の責任においてその学校を選んでそこに通学させるというわけですので、そこところは、保護者の責任もあるということから多額の補助をするということは、やはり平等性を欠くのではないかということで、年間 1 万円ということで、決定していきたいということでございます。

ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

では、ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第 12 号「伊佐市立小、中学校通学費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 12 号は議決されました。

次に、議案第 13 号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 13 号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、16 ページからになります。本件につきましては、2 月の定例会でご承認いただきました「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例」の制定がなされましたので、条例施行規則について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表 8 ページをお開きください。

まず、規則の題名の場所標記を「伊佐市菱刈カヌー競技場艇庫」から「伊佐市菱刈カヌー競技場」といたしました。

第 1 条でございますけれども、カヌー競技場艇庫とあったものをカヌー競技場と変更して、新たに制定される条例を表記いたします。

条例のところ、まだ第何号というがはいっておりませんが、これはまた条例の番号がはっきりしましてから、ここにいたいと思っております。

第 2 条の利用の許可の申請では、条例の第 5 条の規定によりまして、また、艇庫等とあったものを伊佐市菱刈カヌー競技場と名称変更をいたしております。

第 3 条以下第 10 条までは、内容変更等はございませんが、ご覧のとおり、艇庫等とあったものをカヌー競技場としまして、新たに制定される条例の各条項に改めてございます。

9 ページをお開きください。9 ページ下の各様式の変更でございますけれども、各様式につきましては、定例会資料の 18 ページからになりますので、そちらの方をご覧ください。各様式の表題が艇庫等とございましたものを伊佐市菱刈カヌー競技場ということで統一してございます。また、旧規則でございました利用許可申請書兼免除申請書というのを利用許可と申請と免除を切り離しまして、18 ページの利用許可申請書、20 ページの免除申請書ということで切り離してございます。

また、18 ページの利用許可申請書と 19 ページの許可書には新たに、条例でございます広場、それと水面利用の欄を設けてございます。真ん中付近の広場、水面利用という欄を新たに設けました。この水面利用の中で、水面 1、水面 2、堰上ということで書いてございますが、この場所につきましては、今回つけてございますカラー刷りの平面図がございます。別紙で 1 枚紙で、カラー刷りの平面図がございましてけれども、こちらの方をご覧ください。今回、利用許可申請等許可を出すところでございまして、堰のすぐ上部のところと、水がこう流入してくる小水路がございまして、そこまでのところが堰上。そのところから、上流の発艇をするところですね、そこが水面 1。上流の発艇のところから、山下橋までの間が水面 2 というところで、こういう区分をしまして、水面利用の申請を受け付けて許可を出すということでいたしてございます。以上でございます。

(教育長)

ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

では、ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第 13 号「伊佐市菱刈カヌー競技場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 13 号は議決されました。

次に、議案第 14 号「伊佐市人権同和教育研究事業補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 14 号「伊佐市人権同和教育研究事業補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、21 ページからになります。本件につきましては、1 月・2 月の定例会で議決していただきました他の補助金交付要綱の制定と同じく、補助金等交付規則のみを根拠に運営補助金を交付しておりましたので、制定がされておりませんでした。そこで、補助対象等制度内容を明文化するため今回制定するものでございます。

具体的には、伊佐地区人権・同和教育研究協議会が行う研究等の事業に対しまして、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

22 ページをお開きください。

趣旨としまして第 1 条、「この告示は、伊佐地区の学校等教職員が、人権同和教育に関する課題研究を連携して行う事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としてございます。

補助対象等としまして、第 2 条でございませけれども「補助対象者は、伊佐地区人権・同和教育研究協議会とする。」としまして、補助金の交付対象となる経費は、第 1 号から第 3 号に掲げる経費としてございます。また、「補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額」としております。

第 3 条以下は、補助金交付の手続きになりますので、説明を省略いたします。

なお、31 年度の予算は、10 万円を計上してございます。以上でございます。

(教育長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

では、ないようですので、議案第 14 号「伊佐市人権同和教育研究事業補助金交付要綱の制定について」の議決を行います。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 14 号は議決されました。

次に、議案第 15 号「伊佐市中学校総合体育大会出場補助金交付要綱の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(万膳課長)

はい。議案第 15 号「伊佐市中学校総合体育大会出場補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、25 ページからになります。

議案第 14 号と同じく、補助対象等制度内容を明文化するため、要綱を制定するものでございます。中学校体育連盟主催の大会に出場する者に対し、中学校総合体育大会出場補助金を交付することについて

て、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

具体的には、26 ページをお開きください。

趣旨としまして、第 1 条に「本市における中学校部活動を支援することにより、中学校生徒の体力及び競技力の向上を図るため、中学校体育連盟主催の大会に出場する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」としてございます。

補助対象者として、第 2 条で「補助金の交付対象者は、市内の中学校に在籍し、かつ大会に出場する生徒とする。ただし、九州大会及び全国大会については、予選等による選出を経て出場資格を得た生徒に限る。」としてございます。

補助対象者数として、第 3 条第 1 号に始良伊佐地区大会として、「中学校長が大会出場を認めた生徒の人数」、第 2 号に県大会、九州大会及び全国大会として、「前号の生徒のうち、大会要項に規定する選手等登録により出場を認められた生徒の人数」としてございます。

補助対象経費及び補助金の額として、第 4 条に補助対象経費は、「交通費及び宿泊費とし、補助金の額は、別表に定める額を限度として交付する。ただし、補助対象経費に対する補助金等を別に交付する者がある場合においては、当該補助金等を控除した額を補助対象経費とする。」としてございます。

具体的金額は、28 ページの別表をご覧ください。縦軸になりますけれども、縦軸が、個人団体それぞれの交通費、宿泊料でございます。横軸が、開催地区区分ということになります。

条文の第 5 条以下は、補助金の手続きになりますので、説明を省略いたします。

31 年度予算でございますけれども、106 万 7,000 円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

(教育長)

ただいまの事務局の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ないでしょうか。

はい。ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第 15 号「伊佐市中学校総合体育大会出場補助金交付要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 15 号は議決されました。

地区大会がこれまで伊佐地区は出水地区と一緒に開催されていたのですが、平成 31 年度からは始良・伊佐地区になります。非常にハードルが高い状況になってきます。それを越えて本市の中学生が活躍してくれることを祈っています。

次に、議案第 16 号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 16 号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、32 ページからになります。

本件は、要保護児童生徒援助費補助金に係る予算単価の改定、これは、国の単価改定に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表の方がわかりやすいので、新旧対照表の 10 ページをお開きください。

別表第 2 のうち、網掛けの部分がご覧のような改定金額ということになります。

以上でございます。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

ただいま事務局の方から説明がございましたが、随分対象者の補助対象経費が上がっているようでありまして、対象の家庭については、非常にありがたいことではないかと思っております。

ただいまの事務局の説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ご質問、ご意見ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第 16 号「伊佐市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」議決を行いたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。賛成多数ですので、議案第 16 号は議決されました。

次に、議案第 17 号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 17 号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、34 ページからになります。

具体的な内容ですけれども、今回、申請書等の様式を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

様式につきましては、新旧対照表の 11 ページをご覧ください。現在使用しております様式は、要綱の第 6 条で「申請書兼請求書(別記様式)」ということになっておりました。補助金申請と請求が兼用になっておりまして、補助金事務上支障があったため、申請書(様式第 1 号)と請求書を分けるとともに、請求書を(様式第 2 号)ということ新たに作成しまして、事務を行うことにしました。また、補助金の請求に関する条項がなかったため、第 8 条を追加いたしましたので、従来の第 8 条から条項の第 9 条からの条項を繰り下げるといことにいたしました。

31 年度につきましては、1 人 1 万円で 5 人を想定しておりまして、60 万円を予算化してございますけれども、現時点での対象者は、伊佐農林高校生が今 1 人対象になっている状況でございます。

申請書と請求書を分けたというのが、主な理由でございます。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま事務局の方から説明がございましたが、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(永野委員)

この下宿等というのは、下宿屋さんをしているところが対象なんですか。

例えば、よそから親戚のうちにきて、こっちから通うとかというそういうのも入るんですか。

(万膳課長)

はい。いわゆる下宿ですね。1 部屋とか借りるとき。それから、アパート・マンション等を借りるのもあります。

(永野委員)

わかりました。

(長野委員)

今、伊佐農林高校生が 1 名対象になっていますか。

(万膳課長)

例の学生寮です。

(長野委員)

寮の子ですか。なるほど。

(万膳課長)

はい。

(教育長)

そのほか、ございませんでしょうか。

では、ご質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第 17 号「伊佐市高等学校生徒下宿等費用補助金交付要綱の一部を改正する告示の制定について」賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 17 号は議決されました。

次に、議案第 18 号「伊佐市立南永小学校に係る住宅使用料助成事業実施要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(万膳課長)

はい。議案第 18 号「伊佐市立南永小学校に係る住宅使用料助成事業実施要綱を廃止する告示の制定について」を説明いたします。

定例会資料は、38 ページからになります。

本件につきましては、補助対象事業の整理によりまして、本要綱を廃止するものでございますけれども、39 ページの附則の 2、経過措置としまして、「この告示の施行前に、第 4 条第 1 号に規定する児童がいた世帯への第 2 条の規定による助成措置については、児童の在学期間に限り、なお従前の例による。」といたしております。これを解説いたしますと、つまり、30 年度現在、南永小学校に在学している児童のいる世帯については、卒業するまで助成するというような形にいたしました。

この条文につきましては、新旧対照表の一番最後の 14 ページになります。

附則の 2 というところで、付け加えてですね、新しく作るということになりまして、この今の条項でいきます第 4 条、南永小学校に在学する児童がいる世帯というところ。それから、第 2 条につきましては、予算の範囲内で、住宅使用料の助成を行うというところがございますので、これが、まだ 30 年度現在にいる在学学生について、卒業するまで経過措置として、助成をしていくということでございまして、今 30 年度現在ですね、1 年生が 1 世帯ございますので、この子が卒業するまでと。それから 3 年生が 1 世帯ございましたが、これは盛永教頭先生のご世帯でしたので、転出されますので、31 年度は、今、2 年生に今度上がるわけですがけれども、その子がいる世帯、1 世帯だけが補助対象になるという形になります。

以上でございます。

(教育長)

はい。ただいま説明がありましたが、南永小学校の児童数確保のためにここの住宅に入る人に補助をしていたわけですがけれども、この制度を要綱も廃止して、補助事業をやめようということがございますが、その期間、非常に不利益になることもありますので、今、当該年度いる在学学生に限り補助をしていきたいと思います、新しくは認めませんということでございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

はい。ご質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

議案第 18 号「伊佐市立南永小学校に係る住宅使用料助成事業実施要綱を廃止する告示の制定について」賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第 18 号は議決されました。

次に、議案第19号「伊佐市立学校運営協議会設置要綱を廃止する告示の制定について」を議題といたします。このことについては、先ほどの学校運営協議会設置規則を制定するというので、議決をいただきましたので、新しく規則が制定されたということから、この要綱は廃止するというので、議案第19号は、議決ということよろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(教育長)

はい。ありがとうございました。議案第19号は議決されました。

以上で議案については終わりますが、次に委員から提出された動議の討論等に入ります。前もって提出された動議はございませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

特にないようですので、以上で討論等を終わります。その他の件に入ります。その他、ご審議等ございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(教育長)

では、特にないようですので、これをもちまして、平成31年第3回定例教育委員会を閉会します。

(浅山係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。